

よくあるご質問

2025年6月13日現在

記載の内容は予告なく改定されることがありますのでご了承ください

住民税非課税以外の免除等に関すること

Q1.住民税は非課税ではなかったのですが、他に免除になる要件はありますか？

A1.償還開始以降以下の要件に該当する場合、免除申請が可能です。申請方法については、以下の問い合わせ先にご連絡ください。

- ・生活保護を受給した場合
- ・精神保健福祉手帳（１級）または身体障害者手帳（１級または２級）の交付を受けた場合
- ・以下①～④すべてに当てはまる場合
 - ①償還開始になってから12か月以上の償還できていない金額がある
 - ②分納や少額返済等これまで償還をしたことがある
 - ③借受人及び世帯主の住民税所得割が非課税である
 - ④次のどれかに当てはまる世帯である
 - （ア）高齢者のみ世帯（65歳以上）
 - （イ）障害者世帯
 - （ウ）ひとり親世帯

Q2.償還免除にならなかったらどうしたらよいですか？

A2.償還していただく必要があります。（よくあるご質問「貸付金の償還に関すること」をご覧ください。）
なお、病気や失業、収入減少、その他の事情により償還が困難な場合には、償還が猶予できる場合があります。

Q3.償還猶予とは何ですか？

A3.病気や失業、収入減少、その他の事情により償還が困難な場合に、償還していただくのを一定期間（最長１年間）先送りにできる制度です。

Q4.償還猶予の手続きをしたいのですが。

A4.以下の問い合わせ先にご連絡ください。対象の可否や提出書類等についてご案内します。

【問い合わせ先】〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-11-27

埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当

【電話番号】050-2018-1839 【受付時間】平日 9:00～17:00<https://www.fukushisaitama.or.jp/site/>